

平成22年度東大和市青少年健全育成方針

健全育成の合い言葉



基本方針

今こそ行動を！子どもたちの夢と心を育てるのは大人の責務です

重点目標

家庭での取り組み

- ・正しいしつけを実践しよう
- ・優しさ・思いやりを大切にし、子どもと心の通う温かな家庭にしよう

地域での取り組み

- ・全ての大人が積極的に子どもと関わろう
- ・地域ぐるみで子どもを守ろう

学校での取り組み

- ・学校を地域の人と子どもがふれあえる場所にしよう
- ・地域の力を教育に生かそう

東大和市青少年問題協議会

はじめに

子どもは「社会の宝」です。子どもたちが夢と希望を持って自分の能力や個性を伸ばし、心身共に健やかに成長することが、私たち市民の願いです。

いま、子どもたちを取り巻く環境は悪化しています。健全育成の合い言葉のように、東大和の子どもたちが、優しく真っ直ぐな心を持ち、遠く（未来）を見つめて、のびのびと育つことができる**まち**をつくること、子どもに一人一人の命はかけがえのないものであると伝えることは私たち大人の責務です。そのために、私たちは今こそ行動を起こさなければなりません。

このような考えのもとに、東大和市青少年問題協議会では今年度の基本方針を「今こそ行動を！子どもたちの夢と心を育てるのは大人の責務です」に決め、家庭・地域・学校での取り組みの重点目標を決めました。

東大和市では、青少年の健全育成を目指す活動が年々盛んになってきています。この成果を生かしながら、新たな方針の下に、家庭・地域・学校・行政など関連する諸機関・諸団体が相互に協力・連携し、それぞれの役割を明確にして自己責任を果たしていくことが求められます。

青少年の健全育成を目指す活動が今まで以上に盛り上がることを願うものです。



保護者・地域の皆様へ

青少年問題協議会とは「地方青少年問題協議会法」に基づいて、各地方公共団体に設置されているものです。本市でも市長の附属機関として設置されています。市長が会長をつとめ、市議会議員・学識経験者・関係行政機関の職員・市の職員など14名の委員で構成され、次のような活動を行っています。

- ・青少年の健全育成などに関する総合的な施策の調査審議を行う。
- ・健全育成の施策を適切に実施するため、関係機関相互の連絡調整を行う。

このほかに、善行青少年の表彰なども行っています。

平成22年度東大和市青少年健全育成方針も青少年問題協議会が作成したものです。青少年問題協議会では、この方針に基づき関係諸機関・諸団体が連携し力を合わせて青少年の健全育成が図れるよう活動を進めています。各家庭・地域でもぜひともご協力くださいますようお願い申し上げます。

重点目標の考え方と行動目標

家庭での取り組み

子どもに規則正しい生活・人を尊ぶことを身に付けさせよう

★正しいしつけを実践しよう

行動目標

- ・子どもに善悪をはっきり教える。
- ・我が家の生活の約束ごとやルールをつくる。
- ・子どもの体や行動に表れるサインを見逃さない。
- ・携帯電話・パソコン等に*フィルタリング機能を付け、正しい使い方を教える。
*「フィルタリング」とは、インターネット上の有害な情報を閲覧できないようにすることです。
- ・子どもが見るテレビやビデオをチェックする。
- ・暴力的なしつけはやめる。
- ・早寝早起き朝ごはんをこころがけ夜遊びはさせない。

★優しさ・思いやりを大切にし、子どもと心の通う温かな家庭にしよう

行動目標

- ・褒めるときは褒め、叱るときは叱る。
- ・子どもと過ごす時間を持つ。
- ・子どもの夢や希望を理解し、大切に见守る。
- ・子どもの話をじっくり聞き、同じ目の高さで考え、深い関心を払う。
- ・他の子どもと比べない。
- ・本の読み聞かせをするなど子どもとのふれあいを大切にする。



地域での取り組み

子どもたちが安心して生活でき、安全に育つ環境を作りましょう

★全ての大人が積極的に子どもと関わろう

行動目標

- ・大人は子どもたちに挨拶や感謝の言葉を率先して声かけする。
- ・地域行事に積極的に参加する。
- ・大人は率先してルールやマナーを守る姿を見せる。
- ・地域の歴史・文化を大切にし、まちを愛する心を示す。
- ・人としての優しさ、思いやりを示す。



★地域ぐるみで子どもを守ろう

行動目標

- ・パトロール等による犯罪防止活動をする。
- ・悪いことをしたときは、他人の子どももきちんと叱る。
- ・子どもに悪影響を与える物の購入や販売をしない。
- ・地域ぐるみで、子どもたちに悪影響を与える広告物の撤去運動をする。
- ・子どもたちの行動を地域全体で見守る。

学校での取り組み

学校で子どもたちが安心して学校生活を送れるようにしましょう

★学校を地域の人と子どもがふれあえる場所にしよう

行動目標

- ・学校は施設を開放し、地域はそれをみんなの居場所として活用する。
- ・学校と地域がともに健全育成活動をする。
- ・授業公開をはじめ、道徳授業地区公開講座・セーフティー教室など、積極的に地域の人に参加できる機会を作る。



★地域の力を教育に生かそう

行動目標

- ・教育ボランティアや地域の指導者を活用して、総合的な学習の時間や部活動を活性化する。
- ・学校運営連絡協議会などを利用して、地域の力を教育に生かす。
- ・職場体験や地域学習などで地域の力を生かす。

市と関係行政機関



青少年健全育成の実現が図れるよう、市と関係行政機関は相互の協力・連携を円滑にし、青少年健全育成活動の条件整備や子どもたちを取りまく健全な環境づくりに努めます。

- ★家庭・地域・学校・関係機関の連携の強化に努めます
- ★青少年健全育成活動を支援します
- ★青少年指導者育成に努め、情報提供を行います

子どもに関する相談機関一覧

●総合相談（職業・健康・教育・育児・法律等）

- ・東京臨床心理士会こども相談室・・・火・水・金・土・日 10:00～16:00 03-3409-6361
- ・東大和市子ども家庭支援センター・・・月～土 9:00～17:00 042-565-3651

●いじめ・不登校など、子どもの教育上の問題について

- ・いじめ電話相談・・・月～金 9:00～16:00 042-567-0346（教育情報室）
- ・教育相談（要電話予約）・・・月～金 10:00～17:00 042-562-7911（さわやか教育相談室）
- ・サポートルーム（適応指導教室）・・・月～金 9:00～15:00 042-561-6134（東大和一中敷地内）
- ・巡回相談（要電話予約）・・・月～金 10:00～17:00 042-563-2111（学校教育課 内線1525）

- ・子ども人権相談コーナー・子どもの人権オンブズマン

（第2・4）水曜日 15:00～17:00 042-567-0346（教育情報室）

- ・電話教育相談・・・毎週火曜日の24時間

（1）**通話無料** 固定電話（プッシュ回線）のみ、090-310-143
をかけ、ガイダンスの応答後0120-903-194をかける

（2）**通話有料** 携帯電話・PHS・IP電話・公衆電話・固
定電話（ダイヤル回線）

090-8949-2191（通話料は携帯電話の通話料金）

- ・東京都小平児童相談所・・・月～金 9:00～17:00 042-467-3711
- ・東京都教育相談センター・・・月～金 9:00～21:00（来所相談は17:00まで） 03-5800-8008
土日祝 9:00～17:00

●非行についての相談

- ・警視庁ヤングテレホンコーナー・・・月～金 8:30～20:00 03-3580-4970 土日祝 8:30～17:00
- ・警視庁立川少年センター・・・月～金 8:30～17:15 042-522-6938
- ・東大和警察署生活安全課少年係・・・月～金 8:30～17:15 042-566-0110

●心とからだ、薬物問題についての相談

- ・東京都多摩立川保健所・・・月～金 9:00～17:00 042-524-5171
- ・都立多摩総合精神保健福祉センター・・・月～金 9:00～17:00 042-371-5560

- 発行 東大和市青少年問題協議会
- 事務局 東大和市子ども生活部青少年課
- TEL 042-563-2111（内線1742）
- FAX 042-563-5931
- Eメール seishounen@city.higashiyamato.lg.jp
-